

漁港漁場設計・測量・調査等 業務共通仕様書

令和6年4月

水産庁漁港漁場整備部

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書

目 次

第1編 共 通 編

第1章 総 則

1- 1	一 般	1
1- 2	用語の定義	1
1- 3	業務の着手	3
1- 4	設計図書の点検	3
1- 5	監督職員	3
1- 6	管理技術者	3
1- 7	担当技術者	4
1- 8	照査技術者及び照査	4
1- 9	提出書類	4
1-10	業務の打合せ等	5
1-11	業務計画書	5
1-12	基準面	6
1-13	資料等の貸与、返還及び修復	6
1-14	作業時間	6
1-15	諸法令・諸条例の遵守	6
1-16	関係官公庁への手続等	6
1-17	地元関係者との交渉等	7
1-18	土地等への立ち入り	7
1-19	履行報告	7
1-20	成果物の提出	7
1-21	検 査	7
1-22	損 害	8
1-23	契約変更	9
1-24	履行期間の変更	9
1-25	一時中止	9
1-26	発注者の賠償責任	9
1-27	請負者の賠償責任	10
1-28	引渡し前における成果物の使用	10

1-29	再委託	10
1-30	成果物の使用	10
1-31	守秘義務	10
1-32	個人情報の取り扱い	11
1-33	業務管理	12
1-34	安全管理	12
1-35	環境保全	13
1-36	委員会等の設置	13
1-37	工業所有権の取扱い	13
1-38	電子計算機の使用	13
1-39	設計業務の条件	13
1-40	低入札価格調査制度による調査	14
1-41	調査等に対する協力	14
1-42	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	14
1-43	行政情報流出防止対策の強化	14
1-44	新技術情報提供システム（NETIS）	15
1-45	情報管理体制	15
1-46	業務完成図書	16
1-47	環境負荷低減への取組	16

第2編 測量・調査等業務

第1章 測量業務

第1節 深淺測量

1- 1- 1	適用の範囲	17
1- 1- 2	測量準備	17
1- 1- 3	基準点測量	17
1- 1- 4	簡易検潮等	18
1- 1- 5	水深測量	18
1- 1- 6	成 果	20
1- 1- 7	照 査	20

第2節 水路測量

1- 2- 1	適用の範囲	21
---------	-------	----

1－ 2－ 2	測量準備		21
1－ 2－ 3	基準点測量		21
1－ 2－ 4	簡易検潮等		21
1－ 2－ 5	水深測量		21
1－ 2－ 6	関連調査		24
1－ 2－ 7	成 果		24
1－ 2－ 8	照 査		25

第3節 汀線測量

1－ 3－ 1	適用の範囲		25
1－ 3－ 2	測量準備		25
1－ 3－ 3	基準点測量		25
1－ 3－ 4	水準測量		26
1－ 3－ 5	成 果		26
1－ 3－ 6	照 査		26

第2章 環境調査業務

第1節 流況調査

2－ 1－ 1	適用の範囲		27
2－ 1－ 2	調査準備		27
2－ 1－ 3	位置測量		27
2－ 1－ 4	流況観測		27
2－ 1－ 5	解 析		27
2－ 1－ 6	成 果		27
2－ 1－ 7	照 査		28

第2節 水質調査

2－ 2－ 1	適用の範囲		28
2－ 2－ 2	調査準備		28
2－ 2－ 3	位置測量		28
2－ 2－ 4	水質調査		28
2－ 2－ 5	分 析		28
2－ 2－ 6	成 果		32
2－ 2－ 7	照 査		32

第3節 底質調査

2－ 3－ 1	適用の範囲		33
---------	-------	-------	----

2- 3- 2	調査準備		33
2- 3- 3	位置測量		33
2- 3- 4	底質調査		33
2- 3- 5	分 析		37
2- 3- 6	成 果		37
2- 3- 7	照 査		37

第4節 騒音調査

2- 4- 1	適用の範囲		37
2- 4- 2	調査準備		37
2- 4- 3	資料収集整理		38
2- 4- 4	騒音調査		38
2- 4- 5	解析・検討		38
2- 4- 6	成 果		38
2- 4- 7	協議・報告		38
2- 4- 8	照 査		38

第5節 振動調査

2- 5- 1	適用の範囲		39
2- 5- 2	調査準備		39
2- 5- 3	資料収集整理		39
2- 5- 4	振動調査		39
2- 5- 5	解析・検討		39
2- 5- 6	成 果		39
2- 5- 7	協議・報告		39
2- 5- 8	照 査		39

第6節 悪臭調査

2- 6- 1	適用の範囲		39
2- 6- 2	調査準備		39
2- 6- 3	資料収集整理		40
2- 6- 4	悪臭調査		40
2- 6- 5	解析・検討		41
2- 6- 6	成 果		41
2- 6- 7	協議・報告		41
2- 6- 8	照 査		41

第3章 環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査

3- 1- 1	適用の範囲	42
3- 1- 2	調査準備	42
3- 1- 3	位置測量	42
3- 1- 4	プランクトン調査	42
3- 1- 5	分析、解析・考察	42
3- 1- 6	成 果	42
3- 1- 7	照 査	43

第2節 卵・稚仔調査

3- 2- 1	適用の範囲	43
3- 2- 2	調査準備	43
3- 2- 3	位置測量	43
3- 2- 4	卵・稚仔調査	43
3- 2- 5	分析、解析・考察	43
3- 2- 6	成 果	43
3- 2- 7	照 査	43

第3節 底生生物調査

3- 3- 1	適用の範囲	44
3- 3- 2	調査準備	44
3- 3- 3	位置測量	44
3- 3- 4	底生生物調査	44
3- 3- 5	分析、解析・考察	44
3- 3- 6	成 果	44
3- 3- 7	照 査	44

第4節 付着生物調査

3- 4- 1	適用の範囲	44
3- 4- 2	調査準備	44
3- 4- 3	位置測量	44
3- 4- 4	付着生物調査	45
3- 4- 5	分析、解析・考察	45
3- 4- 6	成 果	45
3- 4- 7	照 査	45

第5節 藻場調査

3- 5- 1	適用の範囲	45
3- 5- 2	調査準備	45
3- 5- 3	位置測量	45
3- 5- 4	藻場調査	45
3- 5- 5	分析、解析・考察	45
3- 5- 6	成 果	46
3- 5- 7	照 査	46

第6節 魚介類調査

3- 6- 1	適用の範囲	46
3- 6- 2	調査準備	46
3- 6- 3	位置測量	46
3- 6- 4	魚介類調査	46
3- 6- 5	分析、解析・考察	46
3- 6- 6	成 果	46
3- 6- 7	照 査	46

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

4- 1- 1	適用の範囲	47
4- 1- 2	調査準備	47
4- 1- 3	風向・風速観測	47
4- 1- 4	整 理	47
4- 1- 5	成 果	47
4- 1- 6	照 査	47

第2節 波浪調査

4- 2- 1	適用の範囲	48
4- 2- 2	調査準備	48
4- 2- 3	波高・波向観測	48
4- 2- 4	整 理	48
4- 2- 5	成 果	48
4- 2- 6	照 査	48

第3節 潮位調査

4- 3- 1	適用の範囲	48
---------	-------	----

4－ 3－ 2	調査準備		48
4－ 3－ 3	潮位観測		48
4－ 3－ 4	整　　理		49
4－ 3－ 5	成　　果		49
4－ 3－ 6	照　　査		49

第5章　磁気探査業務

第1節　磁気探査

5－ 1－ 1	適用の範囲		50
5－ 1－ 2	探査準備		50
5－ 1－ 3	基準点測量		50
5－ 1－ 4	磁気探査		50
5－ 1－ 5	解　　析		50
5－ 1－ 6	成　　果		50
5－ 1－ 7	照　　査		51

第6章　潜水探査業務

第1節　潜水探査

6－ 1－ 1	適用の範囲		52
6－ 1－ 2	探査準備		52
6－ 1－ 3	設　　標		52
6－ 1－ 4	潜水探査		52
6－ 1－ 5	成　　果		52

第7章　水理模型実験業務

第1節　水理模型実験

7－ 1－ 1	適用の範囲		54
7－ 1－ 2	実験準備		54
7－ 1－ 3	実　　験		54
7－ 1－ 4	整理・解析		54
7－ 1－ 5	成　　果		54
7－ 1－ 6	協議・報告		54
7－ 1－ 7	照　　査		54

第3編 土質調査業務

第1章 土質調査業務

第1節 土質調査

1- 1- 1	適用の範囲	55
1- 1- 2	準備	55
1- 1- 3	位置測量	55
1- 1- 4	足場	55
1- 1- 5	ボーリング	55
1- 1- 6	台船方式ボーリング	56
1- 1- 7	原位置試験	56
1- 1- 8	台船方式原位置試験	57
1- 1- 9	乱れの少ない試料採取	58
1- 1-10	岩盤試料採取	60
1- 1-11	土質試験	60
1- 1-12	成果	60
1- 1-13	照査	61

第2節 音波探査

1- 2- 1	適用の範囲	61
1- 2- 2	探査準備	61
1- 2- 3	位置測量	61
1- 2- 4	音波探査	61
1- 2- 5	解析	61
1- 2- 6	成果	61
1- 2- 7	照査	62

第4編 設計等業務

第1章 設計業務

第1節 基本設計

1- 1- 1	適用の範囲	63
1- 1- 2	設計計画及び資料収集・整理	63
1- 1- 3	設計条件	63
1- 1- 4	構造形式の選定	64
1- 1- 5	構造諸元の決定	64
1- 1- 6	図面作成	64
1- 1- 7	成 果	64
1- 1- 8	協議・報告	65
1- 1- 9	照 査	65

第2節 細部設計

1- 2- 1	適用の範囲	65
1- 2- 2	設計計画	65
1- 2- 3	設計波の算定	66
1- 2- 4	配筋計算	66
1- 2- 5	数量計算	66
1- 2- 6	図面作成	66
1- 2- 7	付帯施設	66
1- 2- 8	成 果	66
1- 2- 9	協議・報告	67
1- 2-10	照 査	67

第3節 実施設計

1- 3- 1	適用の範囲	67
1- 3- 2	設計計画	67
1- 3- 3	図面作成	67
1- 3- 4	数量計算	67
1- 3- 5	成 果	67
1- 3- 6	協議・報告	68
1- 3- 7	照 査	68

「調査業務写真管理基準」

「付属資料」

第1編 共通編

第1章 総 則

1－ 1 － 般

- 1) 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、漁港漁場及び漁港海岸に係る土質調査・環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 特記仕様書、図面、共通仕様書又は**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など、業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

1－ 2 用語の定義

- 1) 「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 2) 「**契約書**」とは、漁港漁場設計・測量・調査等業務契約書をいう。
- 3) 「**設計図書**」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。
なお、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、設計図書に含まれるものとする。
- 4) 「**図面**」とは、入札に際して発注者が契約図書に添付した設計図等をいう。なお、契約後、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。
- 5) 「**仕様書**」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。
- 6) 「**共通仕様書**」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 7) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。
- 8) 「**現場説明書**」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
- 9) 「**入札説明書**」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 10) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する**質問**に対して発注者が**回答**し、契約書に添付された書面をいう。
- 11) 「**発注者**」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 12) 「**受注者**」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

- 13) 「**監督職員**」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する**指示、承諾及び協議等**の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に**通知**した者であり、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 14) 「**主任監督員**」とは、「水産庁漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領」（「以下「監督・検査要領」）に定める主任監督業務を担当し、主に管理技術者に対する**指示、承諾又は協議**及び契約書、設計図書の記載内容に関する**確認、承諾、回答**のうち重要なものの処理、並びに、業務の進捗確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における発注者への**報告**等を行い、監督員の指揮監督を行う者をいう。
- 15) 「**監督員**」とは、「監督・検査要領」に定める一般監督業務を担当し、主に管理技術者に対する**指示、承諾又は協議**及び契約書、設計図書の記載内容に関する**確認、承諾、回答**の処理（重要なものを除く。）、並びに業務の進捗の**確認**、設計図書の記載内容との整合その他の契約の履行状況の調査の処理（重要なものを除く。）及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行う者をいう。
- 16) 「**管理技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に**通知**した者をいう。
- 17) 「**担当技術者**」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に**通知**した者をいう。
- 18) 「**照査技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第11条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に**通知**した者をいう。
- 19) 「**同等の能力と経験を有する技術者**」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が**承諾**した者をいう。
- 20) 「**検査職員**」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 21) 「**提出**」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 22) 「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 23) 「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- 24) 「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 25) 「**報告**」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 26) 「**申出**」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって要求又は意見を述べることをいう。
- 27) 「**承諾**」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。
- 28) 「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 29) 「**立会**」とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を**確認**することをいう。
- 30) 「**質問**」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 31) 「**回答**」とは、**質問**に対して書面をもって答えることをいう。

- 32) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 33) 「検査」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
- 34) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 35) 「業務写真」とは、調査設計業務段階ごとの状況一般やその他、特に監督職員が指示した箇所について、調査業務写真管理基準に基づき撮影したものを言う。なお、デジタル業務写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の小黒板情報電子化の推進について」（令和3年1月19日付け国港技第66号）に基づき、実施しなければならない。
- 36) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために監督職員と管理技術者が面談（テレビ会議等の利用も含む）により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 37) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 38) 「協力者」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 39) 「協力者等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- 40) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- 41) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

1－3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含まない）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1－4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、監督職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。

1－5 監督職員

- 1) 発注者は、業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 監督職員の権限は、契約書第9条第2項規定した事項である。
- 3) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

1－6 管理技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。

なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。（設計共同企業体である場合を含む。）

- 2) 管理技術者は、契約図書に基づき調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（水産土木又は業務に該当する選択科目）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）あるいは業務に該当する部門）、水産工学技士（水産土木部門）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、シビルコンサルティングマネージャー（選択科目を水産土木とするものに限る。）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。なお、測量単独の業務の場合は、測量士を有する者とする。
- 4) 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に**通知**するものとする。
- 5) 受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。
- 6) 管理技術者は、監督職員が**指示**する関連のある調査設計業務の受注者と十分に**協議**のうえ、相互の協力をし、業務を実施するものとする。

1－ 7 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、監督職員に**通知**するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に8名までとする。
- 2) 担当技術者は、設計図書に基づき適正に業務を実施しなければならない。

1－ 8 照査技術者及び照査

- 1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に**通知**するものとする。なお、照査技術者を変更する場合も同様とするものとする。
照査技術者が複数にわたる場合は、**通知**及びテクリス登録は1名までとする。また、受注者が設計共同企業体である場合においても設計共同企業体で1名までとする。
- 2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（水産土木又は業務に該当する選択科目）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）あるいは業務に該当する部門）、水産工学技士（水産土木部門）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、シビルコンサルティングマネージャー（選択科目を水産土木とするものに限る。）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。なお、測量単独の業務の場合は、測量士を有する者とする。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めるものとする。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の**指示**する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。
- 5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者の記名または署名のうえ管理技術者に**提出**するものとする。
- 6) 管理技術者は、4)に規定する照査結果の**確認**を行うものとする。

1－ 9 提出書類

- 1) 受注者は、契約図書の定めに従い、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく**提出**するものとする。

- 2) 受注者は、提出書類を契約関係の様式集等に基づき監督職員に**提出**するものとする。それに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によるものとする。
- 3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員宛に送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。(受注者が設計共同企業体である場合は、構成員毎登録申請するものとする。)
 - (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。
 - (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。
 - (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。
- 4) 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
 - (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
 - (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から**確認**を受ける。
 - (3) 「登録内容確認書」については、テクリスから監督職員にメール送信されるため、受信者による提示は必要ないものとする。

1-10 業務の打合せ等

- 1) 監督職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面(打合簿)に記録し、相互に**確認**するものとする。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて書面(打合簿)を作成するものとする。
- 2) 調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で監督職員と管理技術者は**打合せ**を行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面(打合簿)に記録し相互に**確認**するものとする。
- 3) 管理技術者は、業務遂行上疑義が生じた場合、すみやかに監督職員と**協議**するものとする。
- 4) 監督職員及び管理技術者は「クイックレスポンス」に努める。

クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に**回答**することをいう。なお、即日**回答**が困難な場合などは、いつまでに**回答**が必要かを**確認**し、**回答**期限を設けるなど、何らかの**回答**を「その日のうち」に**回答**するもの。
- 5) 監督職員と管理技術者による**打合せ**は、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に調査職員と**協議**のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督職員と**協議**のうえ、変更できるものとする。

機器・機材(パソコン、モニター、プロジェクター等)及びインターネット通信は発注者と受注者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは発注者と受注者との**協議**にて決定する。

受注者は、打合せの都度、その内容を書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に**確認**するものとする。

1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に**提出**するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
 - (1) 業務概要

- (2) 業務実施方針(セキュリティに関する対策を含む)
- (3) 業務工程表
- (4) 業務組織表
- (5) 打合せ計画
- (6) 主要機器・主要船舶・機械
- (7) 施設(検潮所、試験室等)
- (8) 安全管理
- (9) 環境保全対策
- (10) 成果物の内容、部数
- (11) 使用する主な図書及び基準
- (12) その他必要事項

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督職員に**提出**するものとする。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与、返還及び修復

- 1) 受注者は、調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。
- 2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、直ちに監督職員に返却するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1-14 作業時間

- 1) 受注者は、当該業務に係る管理技術者、担当技術者及び協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。
- 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に**提出し、承諾**を得なければならない。ただし、1-19 履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して監督職員に**提出・確認**をもって**承諾**を得たもので代用できるものとする。

1-15 諸法令・諸条例の遵守

受注者は、業務に係る諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

1-16 関係官公庁への手続等

- 1) 受注者は、業務に係る諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続を行うものとする。
 なお、受注者は、手続に許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に**提出**するものとする。
- 2) 受注者は、手続に許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

のとする。

1-17 地元関係者との交渉等

- 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は**指示**がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。
- 2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に**通知**し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。

1-18 土地等への立ち入り

- 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び**承諾**の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は**指示**がある場合、これに協力をするものとする。
- 2) 受注者は、第三者の土地等への立ち入りにあたり、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯するものとする。
なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却するものとする。
- 3) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に**通知**するものとする。
- 4) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに監督職員に**通知**し、**指示**を受けるものとする。
- 5) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき・さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に**通知**するものとする。**通知**を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は**指示**がある場合、これに協力をするものとする。

1-19 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に**提出**するものとする。ただし、業務工程計画と履行状況を比較できる工程管理表及び週間工程表等の様式を、事前に監督職員の**承諾**を得たうえで、履行状況として代用できるものとする。
- 2) 受注者は、前項の規定に基づく履行報告の提出時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を調査開始前に**通知**するものとする。

1-20 成果物の提出

- 1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに監督職員に**提出**するものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の**指示**を**承諾**した場合、履行期間途中において、成果物を部分**提出**するものとする。
- 3) 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-21 検 査

受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に**提出**する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

- 1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 2) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の**立会**いのうえ、次に掲げる**検査**を行うものとする。

- (1) 調査設計業務の成果物
- (2) 調査設計業務の管理状況
- 3) 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の**提出**を求められた場合、これに応じるものとする。
- 4) 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 5) 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 受注者は、検査職員が**修補**を**指示**した場合、**指示**された期限までに**修補**を終えるものとする。
- 7) 検査職員が**修補**を**指示**した場合、**修補**の完了の**確認**は監督職員が行うものとする。
- 8) 検査職員が**指示**した期間内に**修補**が完了しなかった場合、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき**検査**の結果を受注者に**通知**するものとする。
- 9) **修補**の完了が**確認**された場合、その**指示**の日から**修補**完了の**確認**の日までの期間を、契約書第 33 条第 3 項に規定する期間に含めないものとする。
- 10) 契約書第 38 条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第 32 条の**検査**の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「**検査**」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 11) **検査**は、テレビ・WEB 会議による**検査**を行うことができるものとし、監督職員と協議により決定する。
機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は受発注者双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは受発注者間の**協議**にて決定する。

1-22 損 害

- 1) 受注者は、契約書第 28 条、第 29 条及び第 30 条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に**通知**するものとする。
- 2) 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
 - (1) 波浪、高潮の場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 強風の場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
 - (3) 降雨の場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
 - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上
 - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上
 - (4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼした認められる場合
- 3) 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1-23 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。
 - (1) 調査設計業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 受注者と**協議**し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 27 条の規定に基づき受注者が臨機の措置を行った場合
 - (5) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える業務内容の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 19 条の規定に基づき受注者に**指示**した事項
 - (2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
 - (3) その他受注者と**協議**で決定された事項

1-24 履行期間の変更

受注者は、契約書第 23 条に基づき履行期間の延長を求める場合、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が履行期間変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**するものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。受注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された場合、**確認**された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに履行期間延長申請書を発注者に**提出**しなければならない。

1-25 一時中止

- 1) 発注者は、契約書第 20 条第 1 項の規定により次の各号に該当する場合、受注者に**通知**し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査設計業務等の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により、調査設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 災害等により、調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の**指示**に従わない等、監督職員が必要と認めた場合、業務の中止内容を受注者に**通知**し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3) 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と**協議**を行い、必要があると認めるときは、受注者に**通知**し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 4) 受注者は、前 3 項により業務を一時中止する場合、屋外で行う調査設計業務の現場を監督職員の**指示**により保全するものとする。

1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- 1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害及び第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合

1-27 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- 1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害及び第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任に係る損害

1-28 引渡し前における成果物の使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他、特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に**承諾**した場合、発注者に部分使用承諾書とともに成果物を**提出**するものとする。

1-29 再委託

- 1) 契約書第 7 条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできないものとする。
 - (1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。
- 2) 受注者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を必要としないものとする。
- 3) 受注者は、1) 及び 2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を得るものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施するものとする。

なお、協力者が建設コンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないものとする。

1-30 成果物の使用

受注者は、設計図書に特別の定めがない場合、契約書第 6 条第 5 項の規定に従い、発注者の**承諾**を得て、成果物を発表することができるものとする。

1-31 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りではない。
- 3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-11 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

1-32 個人情報の取扱い

1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3) 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適性かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4) 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5) 複写等の禁止

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6) 再委託の禁止

受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7) 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8) 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を**指示**したときは、当該**指示**に従うものとする。

9) 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時**確認**することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について**報告**を求め、又は**検査**することができる。

10) 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、「1-11 **業務計画書**」で示す業務計画書に記載するものとする。

11) 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得

た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-33 業務管理

- 1) 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。
- 3) 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に**承諾**を得るものとする。
- 5) 受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
- 6) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-34 安全管理

- 1) 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。
 - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 3) 受注者は、事故及び災害が発生した場合は、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に**通知**するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に**提出**するものとする。
- 4) 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
- 5) 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めがある場合は、それに従うものとする。
- 6) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。
なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。
- 7) 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。
- 8) 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに**通知**し、**指示**を受けるものとする。
- 9) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。
- 10) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところに

より、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

1-35 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
- 2) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に**通知**するものとする。
また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の**承諾**を得て、又は監督職員の**指示**に基づいて環境の保全に努めるものとする。
- 3) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。
- 4) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。
また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-36 委員会等の設置

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。なお、委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。
また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
- 2) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
- 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「1-23 契約変更」の規定によるものとする。

1-37 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を得るものとする。
- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって**通知**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。
また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者と**協議**して決定するものとする。

1-38 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パソコン程度の簡易計算機を用いる場合、又は汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に**通知**するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めがある場合、それに従うものとする。

1-39 設計業務の条件

受注者は、予備設計又は基本設計における比較案の提案、もしくは、予備設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術情報システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載時期終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、細部設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載時期終了技術を含む）に加えて、NETIS 等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

1-40 低入札価格調査制度による調査

調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。

1-41 調査等に対する協力

受注者は、当該業務が発注者の実施する労務費調査等の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

1-42 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1) により警察に通報又は操作上必要な極力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- 3) 1) 及び 2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

1-43 行政情報流出防止対策の強化

- 1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2) 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中に

において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。
- (2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- ・情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ・セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ・セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ・セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ・情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

1-44 新技術情報提供システム（NETIS）

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

1-45 情報管理体制

- 1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を**提出**し、再度発注者の同意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
- 2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

- 3) 業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

1-46 業務完成図書

- 1) 業務完成図書は、電子納品によるものとする。

電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「漁場設計・測量・調査等業務の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ、決定する。

- 2) 電子媒体の提出時は CD-R、DVD-R 又は BD-R を 2 部提出しなければならない。

- 3) 「紙」による報告書を提出する場合は、設計図書に定める内容にて提出すること。

1-47 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- 1) エネルギーの苦言の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- 2) 臭気や外注の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- 3) プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- 4) 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- 5) （※工事等を実施する場合）生物多様性に配慮した事業実施に努めること。
- 6) （※機械等を扱う場合）機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。
- 7) みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

第2編 測量・調査等業務

第1章 測量業務

第1節 深淺測量

1－1－1 適用の範囲

本節は、深淺測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－1－2 測量準備

受注者は、測量を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

1－1－3 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、国土交通省各地方整備局又は海上保安庁海洋情報部（以下、「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

1. 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。
2. 深淺測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。
3. 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。

4. 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：30 cm以内

補助基準点：50 cm以内

5. 多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点：30 cm以内

補助基準点：50 cm以内

6. GNSSの観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。

主要基準点：15 cm以内

補助基準点：25 cm以内

7. 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行わなければならない。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：30 cm以内

補助基準点：50 cm以内

8. 測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。

なお、GNSS を使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

1- 1- 4 簡易検潮等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

1- 1- 5 水深測量

1. 検 潮

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。
- (2) 受注者は、次により検潮しなければならない。
 - ① 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。
 - ② 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。
 - ③ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。
- (3) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。
 - ① T. P. との関係を求める場合は、使用した G. S. B. M. の公表平均成果年度を明記する。
 - ② 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

2. 最低水面及び平均水面

受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp>) に掲げられた Z 0 区分帯による Z 0 を減じた面を最低水面とするものとする。

$$DL = A0' - Z0$$

$$A0' = A1' + (A0 - A1)$$

ここで DL : 最低水面

A 0 : 基準検潮所の平均水面

A 0' : 測量地検潮所の平均水面

A 1 : 基準検潮所の短期平均水面

A 1' : 測量地検潮所の短期平均水面

Z 0 : 平均水面から最低水面までの値

3. 水深測量

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行わなければならない。
- (2) 海上測位
 - ① 受注者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。

なお、水域の区分は海上保安庁告示第102号別表第一によるものとする。
 - ② 受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めなければならない。
 - ③ 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 測 深

①測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表 2－1 音響測深機の性能（水深 100m未満）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表 2－1 に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の**承諾**を得なければならない。

表 2－1 音響測深機の性能（水深 100m未満）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m／s
発振周波数	90～230 k H z（水深31m未満） 30～230 k H z（水深31m～100m未満）
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下
紙送り速度	20mm／min以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m／s
発振周波数	200 k H z
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	ミルズクロス方式
測深ビーム幅	2度以下×2度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m／s
受信素子数	4個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が 4 個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

②測深及び水深改正

イ 受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等より諸改正を行わなければならない。

ロ 受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。

ハ) 受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのバーチェックを行わなければならない。

ニ) 受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

③作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

(4) 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。

4. 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

1- 1- 6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、必要に応じ次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 測量場所
- ・ 測量期間
- ・ 測量区域図
- ・ 測量機器
- ・ 測定方法
- ・ 地形解析結果
- ・ 測量結果と考察

(2) 図 面

- ・ 測深図

(3) 資 料

- ・ 航跡図
- ・ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
- ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

1- 1- 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針及び調査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 既存資料、計画資料等との整合性
- (5) 成果物の適切性

第2節 水路測量

1-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と国土交通省各地方整備局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-2-2 測量準備

測量準備は、第2編 1-1-2 測量準備を適用する。

1-2-3 基準点測量

1. 基準点測量は、第2編 1-1-3 基準点測量を適用するものとする。
2. 最低水面及び平均水面は、第2編 1-1-5 水深測量、2. 最低水面及び平均水面を適用するものとする。

1-2-4 簡易検潮等

簡易検潮等は、第2編 1-1-4 簡易検潮等を適用する。

1-2-5 水深測量

1. 検 潮
検潮は、第2編 1-1-5 水深測量、1. 検潮を適用する。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3. 海上測位は、第2編 1-1-5 水深測量、3. 水深測量、(2)海上測位を適用する。
4. 測 深
(1) 測深機器
受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む。）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、「表2-2 音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

表2-2 音響測深機の性能（水深100m未満）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz（水深31m未満） 30～230kHz（水深31m～100m未満）
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	200kHz
レンジ分解能	5cm以下

項 目	性 能
測深ビーーム方式	ミルズクロス方式
測深ビーーム幅	2度以下×2度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m／s
受信素子数	4個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、**第2編 1－1－5 水深測量、3. 水深測量、(3) 測深、②測深及び水深改正**を適用する。

①受注者は、直下測深値を採用しなければならない。

ただし、斜測深の斜角度が5°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

②受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は20°を超えてはならない。

③受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

④受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

(3) 作業条件は、**第2編 1－1－5 水深測量、3. 水深測量、(3) 測深、③ 作業条件**を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。

①異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

②異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

③海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

④次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

イ) 比高が0.5m以下のもの。

ロ) 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5. 測深線間隔及び未測深幅

(1) 受注者は、水域の区分毎に「表2－3 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

表 2－3 未測深幅

水域の区分		使用機器	未測深幅の上限	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特級		多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0 m	
一 a 級		単素子音響測深機	2 m	左記の1/2
		多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)	3 m	
		その他の機器	6 m	
一 b 級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機	8 m	
		多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)	12m	
		その他の機器	25m	
	その他水域	全ての機器	50m又は水深の3 倍のうち大きい値	

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成 14 年 4 月 1 日海上保安庁告示第 102 号 平成 21 年 3 月 31 日 海上保安庁告示第 110 号一部改正）

①別表第一「水域区分 特級」の「水域一号から四号」のいずれかに該当する水域。

②係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース）の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機（2 素子以外）、スワス音響測深機又はレーザー測深機（1 b 級に限る。）

- (2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から 30m 又は着岸最大船舶の船幅の 1.5 倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から 1m 以内となるように測深しなければならない。
- (4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の**確認**が必要と認めた場合、さらに密に測深をしなければならない。
- (5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表 2－3 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。

6. 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の**承諾**を得なければならない。

(1) 航跡図の整理

受注者は、10 cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。

- ①海上測位点は、「・」又は「○・」で示し、実線で結ぶものとする。
- ②海上測位点の記入誤差は、0.5 mm以内とする。
- ③航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。

(2) 水深測定資料の整理

①受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に**通知**しなければならない。

- ②受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。なお、読みとり間隔は、航跡図上 10 mmごととする。
- ③受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

(3) 地形解析

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。

(4) 測深図

- ①受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。
- ②受注者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。
- ③受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

(5) デジタル測量成果

受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

- ①水深については、経緯度水深ファイルとする。
- ②水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

1- 2- 6 関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。

水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

1- 2- 7 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に**提出**しなければならない。

(1) 報 告 書

- ・ 件名
- ・ 測量場所
- ・ 測量期間

- ・測量区域図
- ・測量機器
- ・測定方法
- ・地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
- ・測量結果と考察
- (2) 図 面
 - ・測深図
- (3) 測量成果
 - ・デジタル測量成果
 - ・経緯度表※ 1
 - ・水路測量標等記事※ 1
 - ・検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）※ 4
 - ・基準面決定簿
 - ・メタ情報記録
- (4) 測量資料
 - ・測定図（航跡図、原点図※ 1、岸測図※ 2、測深図※ 3、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
 - ・測定帳簿（測角簿※ 3、測距簿※ 3、測深簿、測深誘導簿、験潮簿、原点計算簿※ 1、岸測簿※ 2等）
 - ・測定記録（音響測深記録、験潮記録、電波又はG N S S測位記録等）
 - ※ 1 基準点測量を実施した場合。
 - ※ 2 岸線測量を実施した場合。
 - ※ 3 G N S Sを使用する場合は不要。
 - ※ 4 検潮器を設置した場合。

1－ 2－ 8 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
 - (5) 成果物の適切性

第 3 節 汀線測量

1－ 3－ 1 適用の範囲

本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 3－ 2 測量準備

測量準備は、第 2 編 1－ 1－ 2 測量準備を適用する。

1－ 3－ 3 基準点測量

基準点測量は、第 2 編 1－ 1－ 3 基準点測量を適用する。

1－ 3－ 4 水準測量

1. 水準測量

受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。

2. 縦断測量

主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。

3. 横断測量

受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ 10m 間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。

1－ 3－ 5 成 果

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し、**提出**しなければならない。

- ・観測手簿
- ・計算簿
- ・成果表
- ・線形図
- ・線形地形図（杭打設点網図）
- ・縦断図面
- ・横断図面
- ・詳細平面図
- ・点の記
- ・精度管理表
- ・その他資料

1－ 3－ 6 照 査

照査は、**第 2 編 1－ 1－ 7 照査**を適用する。

第2章 環境調査業務

第1節 流況調査

2-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

2-1-3 位置測量

1. 受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。
また、設置方法は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 本測量においてGNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-1-4 流況観測

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
3. 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

2-1-5 解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

2-1-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 調査機器
 - ・ 調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
 - ・ 調査結果の整理及び解析
 - ・ 調査結果と考察

2- 1- 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 2 節 水質調査

2- 2- 1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2- 2- 2 調査準備

調査準備は、第 2 編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

2- 2- 3 位置測量

1. 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、本調査において GNSS を使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2- 2- 4 水質調査

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 採水・観測
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。
ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
 - ①表層 海面下 0.5m
 - ②中層 水深の 1/2
 - ③下層 海底面上 1.0m
 - (3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日、時間及び気象・海象の記録を行わなければならない。
 - (4) 受注者は、採取した試料に対し「表 2- 2 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

2- 2- 5 分 析

1. 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。
2. 受注者は、「表 2- 2 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
3. 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に**通知**しなければならない。

表 2－2 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
現 場 測 定 項 目	気 温	JIS K 0102 7.1
	水 温	JIS K 0102 7.2
	色 相	JIS標準色票
	臭 気	JIS K 0102 10.1
	塩 分	海洋観測指針5.3
	透 明 度	海洋観測指針 3.2
	濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21
	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表9
	大腸菌数	環告第59号付表10
	全 窒 素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)
	全 り ん	JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)
	n-ヘキサン 抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4
健 康 項 目 等	亜 鉛	JIS K 0102 53
	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。) 及び 38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1
	鉛	JIS K 0102 54
	六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合 (65.の備考11のb) による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。

表 2 - 2 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
健康項目等	砒 素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4
	総 水 銀	環告第59号付表2
	アルキル水銀	環告第59号付表3
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第59号付表4
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表5
	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セ レ ン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)
	フ ッ 素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7
健康項目	ホ ウ 素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表8
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)
特殊項目	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4
	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
	ク ロ ム	JIS K 0102 65.1
	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2

表 2-2 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
特 殊 項 目	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7（ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。
要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1
	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2

表 2－2 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
要 監 視 項 目	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
	ウ ラ ン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1

- 注）・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日 改正：環境省告示第 62 号 令和 3 年 10 月 7 日）を示す。
- ・「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第 1 号 昭和 37 年 12 月 17 日）を示す。
- ・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正：環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 月 20 日）を示す。
- ・「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日 改正：環水管 69 号 平成 11 年 3 月 12 日）を示す。
- ・「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日）を示す。
- ・「環水大水発第 2005281 号、環水大水発第 2005282 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大水発第 2005281 号、環水大水発第 2005282 号 令和 2 年 5 月 28 日）を示す。

4. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

5. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

2－2－6 成 果

成果物は、第 2 編 2－1－6 成果を適用するものとする。

2－2－7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と水質調査内容の適切性
- (2) 試験結果と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第3節 底質調査

2-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-3-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-3-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

2-3-4 底質調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 採泥・観測

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。
- (2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。
- (3) 受注者は、採取した試料に対し「表2-3 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

3. 底質試験

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- (2) 受注者は、「表2-3 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。
なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- (3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に通知しなければならない。

表2-3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ .5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ .5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.1	

表 2－3 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.2	
有機燐化合物	環告第64号付表1又は JIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては環告64号付表2）			
六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は 添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り 65.2（JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61（ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし 38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11	
P C B	環告第59号付表4又は JIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102 35.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102 52（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.4	

表 2－3 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12	
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	

表 2－3 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
チウラム	環告第59号付表5			
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1,4-ジオキサン	環告第59号付表8（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）		底質調査方法Ⅱ.6.12	
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 （ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課））	
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底質調査方法Ⅱ.4.4	
化学的酸素要求量（COD _{sed} ） 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物（T-S）			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量（I-L）			底質調査方法Ⅱ.4.2	

表 2－3 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

注）・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号昭和 46 年 12 月 28 日 改正：環境省告示第 62 号 令和 3 年 10 月 7 日）を示す。

・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正：環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 月 20 日）を示す。

・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第 120725002 号 平成 24 年 8 月 8 日）を示す。

・「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正：環境省告示第 56 号 令和 2 年 6 月 4 日号外）を示す。

・「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正：環境省告示第 35 号 令和 2 年 3 月 30 日）を示す。

・「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示 68 号 平成 11 年 12 月 27 日 改正：環境省告示第 89 号 令和 4 年 11 月 25 日号外）を示す。

2－3－5 分 析

1. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

2. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

2－3－6 成 果

成果は、第 2 編 2－1－6 成果を適用するものとする。

2－3－7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
- (2) 試験結果と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第 4 節 騒音調査

2－4－1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2－4－2 調査準備

調査準備は、第 2 編 2－1－2 調査準備を適用する。

2- 4- 3 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当り既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

2- 4- 4 騒音調査

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 測定

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。
- (2) 受注者は、「騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号）」の定める方法により測定しなければならない。
- (3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

2- 4- 5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2- 4- 6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 調査地域（調査地域図添付）
- ・ 測定地点（測定地点図添付）
- ・ 調査項目
- ・ 調査日時及び測定回数
- ・ 調査方法及び使用機器
- ・ 調査結果
- ・ 調査結果の考察

2- 4- 7 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と**協議**又は**報告**しなければならない。

2- 4- 8 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5節 振動調査

2-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-5-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-5-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編 2-4-3 資料収集整理を適用する。

2-5-4 振動調査

1. 調査機器

受注者は、振動レベル計を用いなければならない。

なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

2. 測定

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。

(2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定しなければならない。

(3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

2-5-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-5-6 成果

成果は、第2編 2-4-6 成果を適用するものとする。

2-5-7 協議・報告

協議・報告は、第2編 2-4-7 協議・報告を適用する。

2-5-8 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と振動調査内容の適切性

(2) 測定記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第6節 悪臭調査

2-6-1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-6-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

2-6-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編 2-4-2 資料収集整理を適用する。

2-6-4 悪臭調査

1. 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

2. 調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。

3. 測定方法

受注者は、「表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-5 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源（発生源は、硫化水素のみ）
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源（発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質）
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第9号 別表第7、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源
キシレン		
スチレン	環告第9号 別表第7又は別表10	敷地境界
プロピオン酸	環告第9号 別紙第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表2-5 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表 2－6 悪臭物質排水成分濃度測定方法

測 定 項 目	測 定 方 法	摘 要
硫化水素	環告第9号別表第2の3	
メチルメルカプタン		
硫化メチル		
二硫化メチル		

注) ・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正：環境省告示8号 令和2年1月23日)を示す。

・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正：環境省告示79号 平成28年8月19日)を示す。

2－6－5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2－6－6 成 果

成果は、第2編 2－4－6 成果を適用する。

2－6－7 協議・報告

協議・報告は、第2編 2－4－7 協議・報告を適用する。

2－6－8 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3章 環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査

3-1-1 適用の範囲

本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-1-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-1-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-1-4 プランクトン調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

- (1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、特記仕様書に定めのある場合、クロロフィルa 測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。
- (2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

3-1-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

- (1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、クロロフィルa の測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-1-6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査目的
 - ・ 調査海域
 - ・ 調査地点
 - ・ 調査日時

- ・調査方法及び調査機器
- ・調査結果及び解析結果
- ・調査結果の考察

3- 1- 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と調査内容の適切性
 - (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 卵・稚仔調査

3- 2- 1 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3- 2- 2 調査準備

調査準備は、第2編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

3- 2- 3 位置測量

位置測量は、第2編 2- 2- 3 位置測量を適用する。

3- 2- 4 卵・稚仔調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。
3. 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

3- 2- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析
 - (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。
 - (2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。
2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 2- 6 成 果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3- 2- 7 照 査

照査は、第2編 3- 1- 7 照査を適用する。

第3節 底生生物調査

3-3-1 適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-3-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-3-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3-3-4 底生生物調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-3-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-3-6 成果

成果は、第2編 3-1-6 成果を適用する。

3-3-7 照査

照査は、第2編 3-1-7 照査を適用する。

第4節 付着生物調査

3-4-1 適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-4-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

3-4-3 位置測量

位置測量は、第2編 2-2-3 位置測量を適用する。

3- 4- 4 付着生物調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3- 4- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 4- 6 成 果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3- 4- 7 照 査

照査は、第2編 3- 1- 7 照査を適用する。

第5節 藻場調査

3- 5- 1 適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3- 5- 2 調査準備

調査準備は、第2編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

3- 5- 3 位置測量

位置測量は、第2編 2- 2- 3 位置測量を適用する。

3- 5- 4 藻場調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3- 5- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

3- 5- 6 成 果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3- 5- 7 照 査

照査は、第2編 3- 1- 7 照査を適用する。

第6節 魚介類調査

3- 6- 1 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3- 6- 2 調査準備

調査準備は、第2編 2- 1- 2 調査準備を適用する。

3- 6- 3 位置測量

位置測量は、第2編 2- 2- 3 位置測量を適用する。

3- 6- 4 魚介類調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3- 6- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

3- 6- 6 成 果

成果は、第2編 3- 1- 6 成果を適用する。

3- 6- 7 照 査

照査は、第2編 3- 1- 7 照査を適用する。

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-1-3 風向・風速観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 観 測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。

4-1-4 整 理

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。

4-1-5 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 観測場所
- ・ 観測期間
- ・ 観測機器
- ・ 観測方法
- ・ 観測並びに解析結果
- ・ 調査結果の考察

4-1-6 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
- (2) 観測記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第2節 波浪調査

4-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-2-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-2-3 波高・波向観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 観 測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

4-2-4 整 理

整理は、第2編 4-1-4 整理を適用する。

4-2-5 成 果

成果は、第2編 4-1-5 成果を適用する。

4-2-6 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と波浪調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第3節 潮位調査

4-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-3-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-3-3 潮位観測

1. 観測機器等

観測機器等は、第2編 1-1-4 簡易検潮等、1-1-5 水深測量 1. (1)を適用する。

2. 水準測量

水準測量は、第2編 1-1-5 水深測量 1. (2)を適用する。

3. 検 潮

検潮は、第2編 1－ 1－ 5 水深測量 1. (2)を適用する。

4－ 3－ 4 整 理

整理は、第2編 4－ 1－ 4 整理を適用する。

4－ 3－ 5 成 果

成果は、第2編 4－ 1－ 5 成果を適用する。

4－ 3－ 6 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

5-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

5-1-3 基準点測量

基準点測量は、第2編 1-1-3 基準点測量を適用する。

5-1-4 磁気探査

1. 探査機器等

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。
- (2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
- (3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の**承諾**を得なければならない。

2. 磁気探査

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。
なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。
- (2) 磁気探査位置の測定方法は、第2編 1-1-5 水深測量、3. 水深測量、(2) 海上測位を適用するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に**通知**しなければならない。
- (5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。
- (6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行わなければならない。
- (8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

5-1-5 解 析

1. 磁気量の単位は μ wb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

5-1-6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に**提出**しなければならない。
 - (1) 報告書
 - ・ 件名
 - ・ 探査場所

- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- ・ 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）

なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。

- ・ 総航跡図
- ・ 磁気異常点位置図
- ・ 解析結果の考察

(2) 資 料

- ・ 航跡図（原図）
- ・ 船位測定簿
- ・ 測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- ・ 磁気量算出基礎資料
- ・ 磁気異常点集約資料
- ・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

5－ 1－ 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果物の適切性

第 6 章 潜水探査業務

第 1 節 潜水探査

6- 1- 1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6- 1- 2 探査準備

探査準備は、第 2 編 5- 1- 2 探査準備を適用する。

6- 1- 3 設 標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

6- 1- 4 潜水探査

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。
なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。
また、GNSS を使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。
なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。
3. 潜水探査
 - (1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に**提出**し、その**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。
ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と**協議**しなければならない。
 - (4) 受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の**指示**する場所で引き渡さなければならない。
 - (5) 受注者は、(4) 以外の引き揚げられた異常物のリストを作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の**指示**する場所で**確認**を受けなければならない。
 - (6) 受注者は、(5) のうち、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で引き渡さなければならない。
 - (7) 受注者は、(4) (6) 以外の引き揚げられた異常物の処分方法について、発注者と**協議**しなければならない。
 - (8) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を**指示**するものとする。
4. 残存爆発物が発見された場合の処置
受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

6- 1- 5 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 探査方法
- ・ 磁気異常物一覧表

一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。

- ・ 確認された磁気異常物の写真集
- ・ 磁気異常物の確認された位置図
- ・ 探査結果の考察

第7章 水理模型実験業務

第1節 水理模型実験

7-1-1 適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 実験準備

受注者は、実験を行うに当たり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

7-1-3 実験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

7-1-4 整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

7-1-5 成果

1. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 実験場所
 - ・ 実験期間
 - ・ 実験機器
 - ・ 波浪特性
 - ・ 実験内容
 - ・ 解析方法
 - ・ 解析結果

7-1-6 協議・報告

協議・報告は、第2編 2-4-7 協議・報告を適用する。

7-1-7 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実験方針と実験内容の適切性
 - (2) 実験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3編 土質調査業務

第1章 土質調査業務

第1節 土質調査

1-1-1 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-1-2 準 備

1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に**報告**し関係機関と**協議**のうえ、現場**立会**い等を行い位置・規模・構造等を事前に**確認**するものとする。
2. 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。
なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

1-1-3 位置測量

1. 受注者は、調査地点の測量基準点は監督職員の**指示**によらなければならない。
2. 受注者は、調査地点の測量に際して**第2編 1-1-3 基準点測量**に準ずるものとし、資料を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-4 足 場

1. 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。
なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理しなければならない。

1-1-5 ボーリング

1. 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、「表3-1 ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔しなければならない。
なお、特記仕様書に定めのある場合は、この孔径によるものとする。

表 3－1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ [※]	ケーシングパイプ [※]	
粘性土 砂質土 礫質土	66mm	－	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、P S 検層、現場透水試験
	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

（ ）：内径を示す。

3. 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いなければならない。
4. 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
5. 掘進深さ
受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進しなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、速やかに監督職員に**通知**し、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。

1－ 1－ 6 台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、第 3 編 1－ 1－ 5 ボーリングを適用する。

1－ 1－ 7 原位置試験

1. 標準貫入試験

- (1) 受注者は、「JIS A 1219 標準貫入試験方法」により 1.0m ごとに標準貫入試験を行わなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。
ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の**指示**によるものとする。
- (3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認しなければならない。
なお、孔底深さが 5 cm 以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行わなければならない。

2. 原位置ベーンせん断試験

- (1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ばなければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1411－2012 原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行わなければならない。

3. 電気式静的コーン貫入試験

- (1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。

- (2) 受注者は、「JGS1435-2012 電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。
ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに監督職員に**通知**し、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。

4. 孔内載荷試験

- (1) 受注者は、使用する試験機の種類の使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1531-2012 地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、
「JGS3531-2012 地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び「JGS3532-2012 ポアホールジャッキ試験」により載荷試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行わなければならない。

5. その他の原位置試験

受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行わなければならない。

6. 検 層

(1) PS 検層

- ①受注者は、「JGS1122-2012 地盤の弾性波速度検層方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法により PS 検層を行わなければならない。
- ②受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。

(2) その他の検層

受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

7. 観察試料の採取

- (1) 受注者は、観察試料を 1m ごとに採取しなければならない。
ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難しい場合、監督職員の**指示**に従うものとする。
- (2) 受注者は、採取した観察試料を標本瓶に入れ、「表 3-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に**提出**しなければならない。

表 3-2 ラベル

件 名	
試料番号	号 番
採取深さ	m ～ m
土 質 名	
色 調	
N 値	(回/30cm)
採取年月日	年 月 日
受注者名	

1- 1- 8 台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、第 3 編 1- 1- 7 原位置試験を適用する。

1－ 1－ 9 乱れの少ない試料採取

1. 軟らかい粘性土の試料採取

- (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS1221－2012 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。
- (2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を 1.5m ごとに行わなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表 3－3 サンプリングチューブ諸元」及び「図 3－1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

表 3－3 サンプリングチューブ諸元

名 称	記号	仕 様
材 質		ステンレススチール (SUS－304)
内 径	D_s	75mm±0.5mm
肉 厚	t	1.5mm～2.0mm
刃先角度	α	6° ± 1°
刃先肉厚	t'	0.2mm±0.05mm
長 さ		1,000mm
扁平度		$D_t(\max) - D_t(\min) < 1.5\text{mm}$
ただし、 $D_t(\max)$ 、 $D_t(\min)$ はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。		

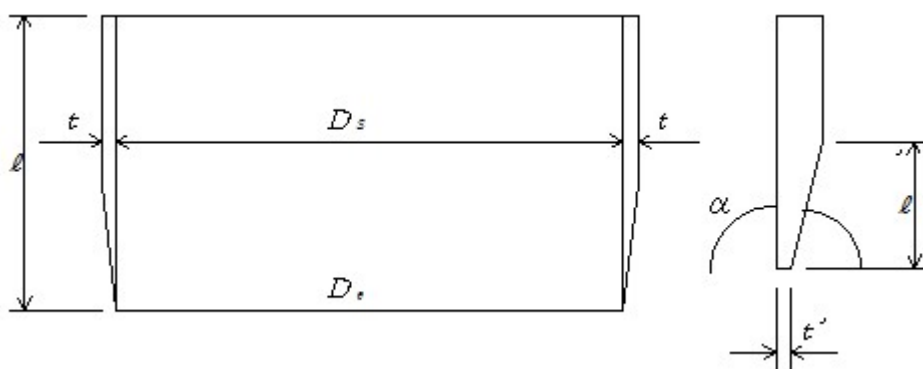


図 3－1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。
なお、孔底深さが 5 cm 以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。

(7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全固定しなければならない。

また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定しなければならない。

(8) 受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の 80% を目標とするものとする。

(9) 受注者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げなければならない。

(10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。

また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。

(11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。

- ① 件名
- ② ボーリング孔番号
- ③ 同一孔内の試料採取の順位
- ④ 試料採取深さ
- ⑤ 試料採取年月日
- ⑥ 試料回収比（試料長／押込長）

表 3－4 試料番号記入例

頭 部	件 名	K 1 2 - 5	12. 75m~13. 55m	1 =80/80	刃 先	
	①	②	③	④		⑥
	R 4 - 1 - 27					
	⑤					

(12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール〔パラフィン 100 に対して松脂 3 の割合（重量比）〕を行わなければならない。

(13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を 1.5 cm 以上、頭部を 3 cm 以上の厚さでシールしなければならない。

(14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

2. 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

(1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222－2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223－2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224－2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を 1.5m ごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。

(4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければならない。

なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。

ならない。

- (5) 受注者は、「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に 1. 軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。

ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

3. 乱れの少ない試料の取扱い

- (1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。
- (2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。

1- 1-10 岩盤試料採取

岩盤試料採取は、第3編 1- 1- 7 原位置試験 7. 観察試料の採取を適用する。

1- 1-11 土質試験

1. 受注者は、JIS 及び JGS に定める方法により土質試験を行わなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。
3. 受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の**承諾**を得なければならない。
4. 監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。

1- 1-12 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。
2. 成 果
 - (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
 - (2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に**提出**しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 土層断面図
 - ・ 土質柱状図
 - ・ 土質試験結果
 - ・ サンプリング記録
 - ・ 土質定数深度分析（土性図）

原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解

説」の様式とする。

- (3) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」に検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報公開及び利用の可否について、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、「国土地盤情報データベース検定費」として計上する。また、受注者は、電子納品の際に「一般財団法人国土地盤情報センター」から受領した検定証明書（PDF ファイル）を、「漁場設計・測量・調査等業務の電子納品要領（案）」に規定されている格納フォルダ BORING/OTHERS に格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。

1－ 1－13 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
 - (2) 土質試験結果の適切性
 - (3) 成果物の適切性

第 2 節 音波探査

1－ 2－ 1 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 2－ 2 探査準備

探査準備は、第 3 編 1－ 1－ 2 準備を適用する。

1－ 2－ 3 位置測量

基準点測量は、第 2 編 1－ 1－ 3 基準点測量を適用する。

1－ 2－ 4 音波探査

1. 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。
2. 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
3. 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機の承諾を得なければならない。
4. 音波探査
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行わなければならない。なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査しなければならない。
 - (3) 水深測量は、第 2 編 1－ 1－ 5 水深測量、3. 水深測量を適用する。

1－ 2－ 5 解 析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。

1－ 2－ 6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・地質構造図
- ・測深図（深淺測量）
- ・調査結果と考察
- ・地質断面図
- ・航跡図

(2) 資 料

- ・音波探査測定記録
- ・深淺測量

深淺測量資料は、第2編 1－ 1－ 6 成果、2. (3)資料を適用するものとする。

1－ 2－ 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
- (2) 音波探査結果の適切性
- (3) 成果物の適切性
- (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

第4編 設計等業務

第1章 設計業務

第1節 基本設計

1-1-1 適用の範囲

1. 本節は、漁港漁場の施設及び海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。
その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
2. 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、**第4編 1-1-3 設計条件**において取り扱うものとする。
3. 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、**第4編 1-1-4 構造形式の選定**において取り扱うものとする。

1-1-2 設計計画及び資料収集・整理

1. 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

2. 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成29年3月28日閣議決定）のⅢ．漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」及び「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）（公社）全国漁港漁場協会」、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会」、並びに「漁港海岸事業設計の手引き（平成25年度版）（公社）全国漁港漁場協会」を参考の上、設計業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。

3. 設計手法

- (1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。

4. 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。

5. リサイクル計画書の作成

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、監督職員の**指示**する様式によりリサイクル計画書を作成する。

1-1-3 設計条件

1. 自然条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。

- (2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の**承諾**を得なければならない。

2. 材料条件

- (1) 受注者は、JIS 又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。

なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。

- (2) 受注者は、(1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。

3. 施工条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

- (2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

1－ 1－ 4 構造形式の選定

1. 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。

なお、構造形式の選定は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。

3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

4. 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1－ 1－ 5 構造諸元の決定

1. 概算数量

- (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断図及びその他作成した図面に基づき**第4編 1－ 1－ 4 構造形式の選定 1.**の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。

- (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の**承諾**を得るものとする。

2. 概算工事費

受注者は、1.で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。

なお、使用する単価はあらかじめ監督職員に**承諾**を得なければならない。

3. 工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

1－ 1－ 6 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

1－ 1－ 7 成果

1. 受注者は、基本設計の成果として、「表 4－ 1 基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に**提出**するものとする。

表 4－1 基本設計成果物項目

成 果 物	内 容
I．報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、係船柱等
6) 設計	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II．設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 4－1 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1－ 1－ 8 協議・報告

協議・報告は、第 2 編 2－ 4－ 7 協議・報告を適用する。

1－ 1－ 9 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - (5) 最適構造形式の適切性
 - (6) 施工性

第 2 節 細部設計

1－ 2－ 1 適用の範囲

本節は、第 1 節 基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1－ 2－ 2 設計計画

設計計画は、必要に応じ、第 4 編 1－ 1－ 2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

1- 2- 3 設計波の算定

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
2. 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

1- 2- 4 配筋計算

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
2. 受注者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1- 2- 5 数量計算

1. 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1- 2- 6 図面作成

受注者は一般図、配筋図等を作成しなければならない。

1- 2- 7 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

1- 2- 8 成果

1. 受注者は、細部設計の成果として、「表 4-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 4-2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表 4-2 細部設計成果物項目

成果物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	
4) 計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

1- 2- 9 協議・報告

協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。

1- 2-10 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

第3節 実施設計

1- 3- 1 適用の範囲

本節は、第1節 基本設計及び第2節 細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1- 3- 2 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、第4編 1- 1- 2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

1- 3- 3 図面作成

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実実施設計を行わなければならない。
2. 受注者は、第1節 基本設計及び第2節 細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図等の図面及び数量計算書を作成しなければならない。

なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

1- 3- 4 数量計算

1. 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1- 3- 5 成果

1. 受注者は、実施設計の成果として、「表4- 3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表 4－3 実施設計成果物項目

成 果 物	内 容
I．報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II．設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 4－3 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1－3－6 協議・報告

協議・報告は、2 編 2－4－7 協議・報告を適用する。

1－3－7 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

調査業務写真管理基準

調査業務写真管理基準 目次

第1章 総 則	管 1
1) 摘要の範囲	管 1
2) 撮影一般	管 1
3) 撮影構成	管 1
4) 撮影方法	管 1
5) 整理	管 1
第2章 深 浅 測 量	管 2
第3章 探 査 工	管 2
第4章 土 質 調 査	管 3
第5章 環 境 調 査	管 4
第6章 気象・海象調査	管 6

1 章総則

1) 適用の範囲

本章は、漁港漁場及び漁港海岸に係る測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 撮影一般

受注者は、調査設計業務の実施にあたり、次の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 調査設計業務段階ごとの状況一般
- (2) その他、特に監督職員が指示した箇所

3) 撮影構成

- (1) 受注者は、調査設計業務段階ごとの写真を現場条件の変更、臨機の措置、貸与物件、現場発生品及び調査中の安全管理を対象とし、調査実施中における状況を把握できるように撮影するものとする。
- (2) 受注者は、同じ調査設計業務内容を繰り返す場合、代表的な 1 サイクルを撮影し、他のサイクルの撮影を省略することができるものとする。
- (3) 受注者は、調査中の被災状況を撮影する場合、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況が比較できるように撮影するものとする。

4) 撮影方法

- (1) 受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影するものとする。
- (2) 受注者は、必要に応じて次の事項を記入した小黒板を入れ、撮影するものとする。
 - イ. 調査名
 - ロ. 調査の種類
 - ハ. 測点番号
 - ニ. 略図
 - ホ. 撮影場所
 - ヘ. その他
- (3) 写真は、カラー写真とする。

5) 整理

- (1) 受注者は、写真を実施順序に従い、撮影ごとに各 1 枚を張り付け、必要に応じて各写真に撮影箇所、撮影年月日及び説明を記入するものとする。
- (2) 受注者は、整理する写真の大きさを 116 mm×82 mm(サービス判) 以上とし、アルバム又は報告書に整理するものとする。

また、アルバムの大きさは A-4 判 (21 cm×29.5 cm) 程度とし、表紙には実施年度、調査名、受注者名を記入するものとする。
- (3) 電子媒体を提出する場合は、原本として CD-ROM 又は DVD-R を、その記録画像ファイル形式は JPEG 形式(非圧縮～圧縮率 1/8 まで)とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数 100 万画素以上、プリンターはフルカラー 300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)

2 章深浅測量

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1) 深浅測量	施工管理	基準点測量及び設標	測量及び設標状況	測量及び設標時	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影 船上（海上）及び陸上の作業状況を撮影
		使用船舶・機器等	測量船	測量及び機器の取付状況	
		海上測位	使用機器	海上測位作業時	
			海上測位作業状況	海上測位作業時	
			測量船の誘導状況	海上測位作業時	
		測深	使用機器	測深作業時	
			測深作業状況	測深作業時	
			バーチェック作業状況	測深作業時	
2) 水路測量					1) 深浅測量を適用する。

3 章探査工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1) 磁気探査	施工管理	使用機器	磁気探査機	設置時	探査センサー及び記録計を撮影
			船位測定装置	設置時	
		使用船舶	音響測深器	設置時	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影
			曳船及び探査船	着手前	
		探査	探査状況	探査時	曳船及び探査船の探査状況
2) 潜水探査	施工管理	使用船舶・機器等	潜水探査機器	探査前	探査機、簡易磁気探査計又は突棒
			潜水土船、安全監視船	探査前	探査状況。安全監視船（監視船が必要な場合）
		探査	海上位置出し状況	探査前	
			潜水探査状況	探査時	
			異常物揚収状況	揚収前	
2) 潜水探査	施工管理	確認	揚収物確認検査状況	揚収後確認時	揚収物を確認し撮影形状寸法が判明できるように撮影
		揚収作業（残存爆発物発見時）	発見位置の標識設置	設置時	爆発物の位置に設置した標識を撮影
			揚収状況	揚収時	揚収状況（自衛隊の揚収状況）
			引渡状況	引渡時	引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる）

4 章土質調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1) 土質調査	施工管理	使用船舶・機械等	固定足場	組立時及び組立完了時	
			ボーリング機械	組立時及び組立完了時	
			掘付状況	第1回掘付時	
			試験機械器具	試験時	
			夜間標識等	適宜	
		施工状況	調査位置測量状況	測量時	位置、形式等が判明できるように撮影
			現地盤高又は固定足場高	測量時	
			測量状況	測量時	
			固定足場	移動中	
			ボーリング機械	掘進中	
			削孔用具	掘進中	
			サンプリング (乱れの少ない試料採取)	押込中	
			原位置試験	試験中	
			室内土質試験	試験中	
		現場条件変更状況	標本	想定地盤と異なる標本を採取した時	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影
	品質管理	材料の確認	サンプリングチューブ	搬入時	長さの分かるメジャー等を同時撮影
		乱れの少ない資料採取後の状況	シール状況	採取後	
	出来形確認	出来形の確認	コアチューブ、ロット等	掘進完了時	掘進長が確認できる方法（位置、深さを記入した小黒板及びメジャー等を同時撮影）
2) 音波探査	施工管理	基準点測量及び設標	測量及び設標状況	測量及び設標時	
		使用船舶・機器等	測量船	測量船及び機器の取付状況	測量船名及び作業標識（形象物）が判明できるように撮影
		海上測位	使用機器	海上測位作業時	
			海上測位作業状況	海上測位作業時	
		測深	使用機器	探査作業時	
			測深作業状況	探査作業時	
			バーチェック作業状況	探査作業時	
		音波探査	使用機器	探査作業時	機器の種類・規格が判明できるように撮影
			探査作業状況	探査作業時	
		検潮	観測機器	設置時	機器の種類・規格が判明できるように撮影
			近景 (施設の構造・機器の設置等を観測できるもの)	観測中	
			遠景 (位置・観測状況)	観測中	

5 章環境調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1) 流況調査	施工管理	使用船舶・機器等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			調査船、標識類	着手前	標識類が判明できるように撮影
		観測状況	測定位置測量	観測時	
			水深測量	観測時	
			観測機器設置	観測時	
			観測	観測時	測定状況が判明できるように撮影
2) 水質調査	施工管理	使用船舶・機器等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			海上測位機器	着工前	
			調査船、標識類	着手前	標識類が判明できるように撮影
			試料保管容器等	搬入時	
		採水状況	採水位置測量	採水時	
			水深測量	採水時	
			試料採取、測定	採水時	
			試料採取の処理	採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影
		試験	試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影
3) 底質調査	施工管理	使用船舶・機器等採泥状況試験			2) 水質調査を適用する。
4) 騒音調査	施工管理	測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景		測定中	
5) 振動調査	施工管理	測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景		測定中	
6) 悪臭調査	施工管理	測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景		測定中	
7) 環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 採水状況 プランクトンネット採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況が判明できるように撮影

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
7) 環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	試料の固定状況	試料の固定および保管状況 生体試料	試料採集時	試料の固定及び保管状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(2) 卵・稚仔調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況			
		試料の固定状況			
		試料の同定・分析状況			
(3) 底生生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況			
		試料の固定状況			
		試料の同定・分析状況			
(4) 付着生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 試料採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量、試料採集状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(5) 藻場調査	施工管理	使用船舶、航空機、試料採集機器	調査船、調査航空機、試料採集機器	着手前	調査船、調査航空機、試料採集機器が判明できるように撮影
		調査点及び調査線	調査点及び調査線位置測量	調査時	調査点及び調査線の位置測量が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集状況	試料採集時	試料の採集状況が判明できるように撮影
		生育調査状況	生育調査状況	調査時	生育調査状況が判明できるように撮影
			環境調査状況	調査時	環境調査状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(6) 魚介類調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料の採集機器	着手前	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	調査船の海上位置測量及び試料採集状況	試料採集時	調査船の海上位置測量及び試料採集状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影

6 章気象・海象調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
1) 気象調査	施工管理	観測機器	観測機器	観測中	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影 施設工事を伴う場合は、工事の経過を含む
		近景	施設の構造、機器取付機材等を理解できるもの	観測中	
		遠景	周辺の景観を含め、測定条件を理解し得る状況	観測中	
2) 波浪観測	施工管理	測定点の選定	調査対象海域の全景	観測前・波浪状況を含む	
			測定点、近傍の状況	観測前	
2) 波浪観測	施工管理	観測機材	観測機器	設置前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		海底設置状況	架台、機器	設置時	
		目視観測	目視観測(機器を含む)	観測中	
		船上による観測作業	近景、遠景	観測中	
3) 潮汐調査	施工管理	観測機器	観測機器	設置前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		近景	施設の構造、機器の設置等を理解できるもの	観測中	
		遠景	位置、観測状況	観測中	

付 属 資 料

付 属 資 料 目 次

1. 海上工事における関係法令一覧	資 1
2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き	資 4
(1) 漁港区域内で工事等を施工する場合	資 4
(2) 港湾区域内で、工事等を施工する場	資 4
(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	資 5
(4) 港湾区域及び第 5 6 条第 1 項の規定により 公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	資 5
(5) 海岸保全区域内で工事等を施工する場合	資 6
(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	資 7
(7) 水路測量を実施する場合	資 8
(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合	資 9
3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き	資 10
(1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報	資 10
(2) 海難発生時の通報	資 11
(3) 航路標識等事故発生時の通報	資 11
(4) 海難報告	資 12

1. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1 法律第62号) 同 施行規則 (昭和52. 7. 1 運輸省令第19号) 海上交通安全法 (昭和47. 7. 3 法律第115号) 同 施行令 (昭和48. 1.26 政令第5号) 同 施行規則 (昭和48. 3.27 運輸省令第9号) 港則法 (昭和23. 7.15 法律第174号) 同 施行令 (昭和40. 6.22 政令第219号) 同 施行規則 (昭和23.10. 9 運輸省令第29号) 水路業務法 (昭和25. 4.17 法律第102号) 同 施行令 (平成13.12.28 政令第433号) 同 施行規則 (昭和25. 7.26 運輸省令第55号) 航路標識法 (昭和24. 5.24 法律第99号) 同 施行規則 (昭和24. 6.25 運輸省令第30号) 水難救護法 (明治32. 3.29 法律第95号) 同 施行令 (昭和28. 8.31 政令第237号) 同 施行規則 (明治32. 7.29 逋信省令第35号) 海難審判法 (昭和22.11.19 法律第135号) 同 施行令 (昭和23. 3. 6 政令第54号) 同 施行規則 (昭和23. 4. 2 運輸省令第8号) 船舶法 (明治32. 3. 8 法律第46号) 同 施行細則 (明治32. 6.12 逋信省令第24号) 内航海運業法 (昭和27. 5.27 法律151号) 同 施行令 (令和 4. 1. 4 政令第7号) 同 施行規則 (昭和27. 7. 2 運輸省令第42号)
港湾等整備に関する法令	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2 法律第137号) 同 施行令 (昭和25. 7.28 政令第239号) 同 施行規則 (昭和26. 7.17 農林省令第47号) 港湾法 (昭和25. 5.31 法律第218号) 同 施行令 (昭和26. 1.19 政令第4号) 同 施行規則 (昭和26.11.22 運輸省第98号) 港湾の施設の技術上の 基準を定める省令 (平成19. 3.26 国土交通省令第15号) 海岸法 (昭和31. 5.12 法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11. 7 政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10 農林省、運輸省、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9 法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8 勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3.18 運輸省、建設省令第1号)

分 類	法 令 名
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号) 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号) 資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成 3. 4. 26 法律第48号) 同 施行令 (平成 3. 10. 18 政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26, 12. 17 法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16農林省令第44号)
海洋汚染防止等に関する法令	自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 11. 9 総理府令第62号)
自然公園に関する法令	自然公園法 (昭和32. 6. 1法律第161号) 同 施行令 (昭和32. 9. 30政令第298号) 同 施行規則 (昭和32. 10. 11厚生省令第41号)
自然公園に関する法令	自然公園法 (昭和32. 6. 1法律第161号) 同 施行令 (昭和32. 9. 30政令第298号) 同 施行規則 (昭和32. 10. 11厚生省令第41号)

分 類	法 令 名
危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) 同 施行令 (昭和25. 10. 31政令第323号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29総理府令第55号)
火災防止に関する法令	消防法 (昭和23. 7. 24法律第186号) 同 施行令 (昭和36. 3. 25政令第37号) 同 施行規則 (昭和36. 4. 1自治省令第6号)
通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号)

２．工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き

（１） 漁港区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港漁場整備法 3 9
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 （水面又は土地の占用を伴うものを除く） ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占用 （公有水面の埋立による場合は除く）
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者
注)	特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によってする行為、又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む）が上記の許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。

（２） 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法 3 7－1 項、同令 1 3、1 4
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ． 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ． 港湾管理者が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法 5 6－1）

(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工事・作業許可申請書
根拠法令	港則法31-1項、45項、同則16、20-9
適用海域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類

(5) 海岸保全区域で、工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法 7、同則 3	海岸法 8、同令 3、同則 4
適用海域	(陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ. 採取の目的 ロ. 採取の期間 ハ. 採取の場所 ニ. 採取の方法 ホ. 採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ. 新設又は、改築する目的 ロ. 新設又は、改築する場所 ハ. 新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ. 工事実施の方法 ホ. 工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ. 目的 ロ. 内容 ハ. 期間 ニ. 場所 ホ. 方法

(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法20、21、22、33、同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海中公園地区
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域環境大臣 国定公園区域都道府県知事

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
申請の内容	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面

(7) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書	
根拠法令	水路業務法 6 同則 2、3	
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき。 ただし、次の場合は、本件許可は不要である。 ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	
提出者	水路測量実施者	
提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて)	左記以外 所轄管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)	

(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、14、21-2 同則9、11、18
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提出先	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	同左
申請の内容	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項(設置期間、現状変更予定等) (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物にいての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し(電波標識に限る) 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前(届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後(軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥ 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理由

注) 各手続きに併せて、許可(届出)標識の設置等の情報を漁業協同組合等の海域利用者へ事前周知する。

3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航行通報

書類の名称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）															
根拠法令	海交法22、同則12、13、14															
手続きを必要とするとき	長大物件をえい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき															
通報者	船長又は船長の職務代行者															
通報先	<table><tr><th colspan="2">航路を担当する海上交通センター</th></tr><tr><th>航路名</th><th>航路担当事務所</th></tr><tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通センター</td></tr><tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上交通センター</td></tr><tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上交通センター</td></tr><tr><td>伊良湖水道航路</td><td>第四管区海上保安本部</td></tr><tr><td>来島海峡航路</td><td>今治海上保安部</td></tr></table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部		航路を担当する海上交通センター		航路名	航路担当事務所	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部
航路を担当する海上交通センター																
航路名	航路担当事務所															
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター															
伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター															
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター															
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部															
来島海峡航路	今治海上保安部															
通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに															
通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法															
通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位：メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）															

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。

(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

書類の名称	海難報告	海難報告
根拠法令	海交法43、同則29	港則法24
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通報者	船長	船長
通報先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通報事項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

書類の名称	航路標識事故発生時の通報
根拠法令	航路標識法 25
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

(4) 海難報告

書類の名称	海難報告書
根拠法令	船員法 19 同則 14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
通報者	船長
通報先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく
報告部数	3 部
通報内容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船名 ③ 船質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、箇所及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号（船長、機関長） ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の日時及び場所 ⑮ 事故のてん末
様式	第 4 号
注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること。 航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること。 ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること。 ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること。 ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること。